

千葉都市モノレール建設事業に係る資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉都市モノレール株式会社(以下「会社」という。)が行うモノレール建設事業に対し、その資金の一部を予算の範囲内において貸し付けることに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付金の使途)

第2条 貸付金の使途は、千葉都市モノレール建設事業資金とする。

(貸付金の額)

第3条 貸付金の総額は、千葉都市モノレール建設事業資金から会社資本金を減じて得た額に、本市が会社に出資している割合を乗じて得た額とし、各年度における貸付金の額は、毎年度予算に定める額とする。

2 前項に定める貸付金の総額のうち、仮設千葉駅の建設・撤去に係る貸付金(以下、「仮設千葉駅分」という。)の総額は、650,000,000円を限度とする。

(貸付金利率)

第4条 貸付金の利率は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項に定める貸付金の総額(ただし、仮設千葉駅分を除く(以下「起債対象分」という。))については、起債の借入利率と同率とする。但し、平成10年4月1日から当分の間無利子とする。

(2) 仮設千葉駅分については、無利子とする。

(償還期限等)

第5条 貸付金の償還期限等は、次のとおりとする。

(1) 起債対象分については、起債の償還条件と同様とする。但し、当該起債を借り換えた場合は、借り換え後の起債の償還条件の範囲内で、借り換えを行うことができるものとする。

(2) 仮設千葉駅分については、別途、契約により市長が定める日までとする。

(借受申請)

第6条 会社は、貸付金を借り受けようとするときは、借受申請書(様式第1-1号、第1-2号)に係る書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、第5条第1号但し書きによる借り換えの場合に準用する。

(貸付契約書等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を適当と認めたときは、会社と別に定める契約ひな形書（別紙）により、契約を締結するものとする。

2 前項の規定による契約締結後、会社から借入申請書（様式第2-1号、第2-2号）により貸付金の請求があったときは、すみやかに貸付金を交付するものとする。

附 則

この要綱は昭和62年3月20日から施行し、昭和61年度の予算に係る貸付金から適用する。

附 則

この要綱は平成3年3月20日から施行し、平成2年度の予算に係る貸付金から適用する。

附 則

この要綱は平成10年4月1日から施行し、第4条第1号の規定は、貸付金のうち、平成10年4月1日以降に償還すべき部分に係る利率について適用する。